# 栄養や保健機能に関する食品表示制度とは



### 栄養成分表示

容器包装に入れられた加工食品等には、栄養成分表示が表示されています。 また、栄養成分の量及び熱量について「〇〇含有」、「低〇〇」などのような強調表示を行う場合の基準も定められています。

さらに、機能性や特別の用途を表示する場合は、以下の制度があります。

### 保健機能食品

機能性の表示

### 特別用途食品

特別の用途に適する旨の表示

許可品一覧はこちら

## 栄養機能食品

機能性表示食品

#### 特定保健用食品

特定の栄養成分の機能が表示されています。

事業者の責任において保健の機能が表示されています。 届出データベースは<u>こちら</u>



消費者庁長官が許可した食品に保健の機能が表示されています。

許可品一覧はこちら

病者用食品

許可基準型

低たんぱく質食品 アレルゲン除去食品 無乳糖食品 総合栄養食品 糖尿病用組合せ食品 腎臓病用組合せ食品 経口補水液

個別評価型

妊産婦、授乳婦用粉乳

乳児用調製乳

乳児用調製粉乳 乳児用調製液状乳

えん下困難者用食品

えん下困難者用食品 とろみ調整用食品

一般食品

栄養補助食品、健康補助食品、栄養調整食品といった表示で販売されている食品は一般食品です。